

## 福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本県の自転車による観光（サイクルツーリズム）の振興の一環として自転車観光客へのおもてなし気運の醸成を図ることを目的とし、サイクルスタンド等整備に関する事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内で、福岡県サイクルスタンド等整備補助金（以下、「補助金」という。）を交付するもの。その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、以下の者（以下、「事業者等」という。）とする。

(1) 福岡県内の市町村、観光協会、観光関連事業者。

ただし、福岡県内の宿泊事業者（旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第4項の営業に係る施設を運営する事業者。以下、「宿泊事業者」という。）および民泊事業者（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により行う同法第2条第3項の事業に係る施設を運営する事業者。以下、「民泊事業者」という。）を除く。

(2) 福岡県内の宿泊事業者および民泊事業者

ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。

- (ア) 国及び福岡県が所有、管理又は運営するもの
- (イ) 宗教法人が管理又は運営するもの
- (ウ) 政令市に立地するもの
- (エ) 県税に滞納があるもの

2 前項で規定する事業者等のうち、以下に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

### (補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者等が行うサイクルスタンド等整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項までの補助事業等については、別表のとおりとする。

(補助の期間)

第4条 この補助金の補助対象期間は、第6条に規定する交付決定の日から、当該年度の2月末日までの間の補助事業の完了日とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書(様式第1号)により、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定による交付決定に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号により知事に報告しその指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるものの他、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。

(申請の取下げの期日)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による報告は、実施状況報告書(様式第7号)によるものとし、必要に応じて別途知事が要求するところにより報告しなければならない

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を

受けたときはその日)又は補助対象期間の末日のいずれか早い日から10日以内に実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
  - (2) 収支決算書(様式第3号)
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により、申請者に通知するものとする。

#### (補助金の交付)

第11条 補助金は、精算払の方法により支払う。ただし、知事が必要と認めた時は、概算払をすることができる。

- 2 前条の通知を受けた事業者等は、速やかに補助金請求書(様式第9号)により知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払をするものとする。

#### (補助金の経理)

第12条 事業者等は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業者等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (財産の管理等)

第13条 事業者等は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業者等は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。また、当該年度に取得財産等があるときは、第10条第1項に定める実績報告書に様式第10号を添付しなければならない。
- 3 知事は、事業者等が取得財産等を処分することにより収入があり、又は見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち、規則第20条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

- 2 規則第20条に定める財産の処分を制限する期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 事業者等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第15条 事業者等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 事業者等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（補助事業の廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第16条 事業者等は、補助事業の開始までに、間接補助金の交付の手続き等について、第6条から第10条まで及び第12条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規定を定める必要がある。

- 2 事業者等は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 事業者等は、間接補助金の支払に必要な経費として第12条第2項ただし書きによる補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、令和元年度から令和6年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の福岡県サイクルスタンド等整備補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助事業	サイクルスタンド等整備事業	
	サイクルステーション整備事業	サイクリストに優しい宿整備事業
補助対象者	本交付要綱第2条第1項1号に定める者（市町村、観光協会、観光関連事業者）	本交付要綱第2条第1項2号に定める者（宿泊事業者および民泊事業者）
補助事業内容	<p>(1) 市町村および観光協会（以下、「市町村等」という。）が、下記の補助対象設備（以下、「対象設備」という）を設置する当該市町村内の事業者（事業所、自治会、特定非営利活動法人及びその他活動団体）に対し、補助を行うもの。</p> <p>(2) 市町村等が事業者として対象設備の設置を行うもの。</p> <p>(3) 観光関連事業者が対象設備の設置を行うもの。</p> <p>対象設備                      (ア) サイクルスタンド                      (イ) フロアポンプ                      (ウ) 自転車専用工具</p> <p>対象設備のうち、少なくとも（ア）を購入し設置すること。                      ただし、既に（ア）を保有している場合は、その他の対象設備のみの設置も可能とする。</p>	<p>(1) 宿泊事業者及び民泊事業者が、その施設内外において、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所もしくは客室に保管を可能とする整備を行うもの。</p> <p>(2) 宿泊事業者および民泊事業者が以下の対象設備の設置を行うもの。</p> <p>対象設備                      (ア) フロアポンプ                      (イ) 自転車専用工具</p>
補助対象経費・補助率及び限度額	事業者等が対象設備の設置に要した経費の1/2以内 ただし、(1)、(3)においては事業者、(2)においては設置場所につき1万8千円を上限とする。	(1)、(2)に要した経費の1/2以内 ただし、宿泊施設につき5万円を上限とする。